

# 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時、適温にて提供しています。

**朝食：8：00 昼食：12：00 夕食：18：00**

## ◆1食あたりの負担額

		令和8年6月1日から
①	一般の方	550円
②	住民税非課税世帯に属する方（③を除く）	270円
	（入院期間が90日を超えた場合）	（220円）
③	②のうち、所得が一定基準を満たさない方	130円

\*②、③に該当する方は、加入している医療保険の保険者が発行する限度額適用認定証を窓口にご提示してください。

\*②のうち、過去1年間の入院期間が90日を超えている方は、長期該当の限度額適用認定証を窓口にご提示してください。

R8年6月現在

医療法人賀新会 プライムホスピタル玉島